

毎週火、金曜、祝日(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◆規則 鳥取県納稅貯蓄組合規則の一部改正

規則

目次

鳥取県納稅貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十月一日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十二号

鳥取県納稅貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納稅貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則

第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

(補助金の交付に関する計算期間等)

第五条 法第十条第一項の規定による補助金(以下「補助金」という。)の交付に関する計算期間については、毎年四月一日から翌年三月三十日までとし、その交付の期間は計算期間終了の年の五月一日から五月三十日までの間とする。

(補助金の額)

第六条 補助金は、予算の範囲内において、三月三十一日現在において組合員が十人以上の組合に対し、次の各号に規定する額の合計額を交付する。

一 前条の計算期間中に県税の納稅義務を有する組合員(個人の県民税のみの納稅義務を有する組合員を除く。)について、次の表の上欄に掲げる組合員の数に応じてそれぞれ下欄に定める額

十人未満	二百円
十人以上三十人未満	四百円
三十人以上五十人未満	六百円

昭和37年10月1日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第85号(第5種郵便物認可) 2

00316

(第3種郵便)
認可)

五百人以上百人未満	八百円
百人以上	一千二百円

一 前条の計算期間中において法定納期限（県税を納付し、又は納入すべき期限（修正申告、期限後申告

金の交付を受ける組合にあつては、一組合につき千円

更正若しくは決定、繰上徵収又は徵収に關する猶予に係る期限を除く。)をいう。以下同じ。)内に納付し又は納入した県税(個人の県民税及び法定納期限の

第七条を削り、第八条中「第六条」を「第五条」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。
第十条を第九条とし、同条第二項を次のように改める。
法第十一條第二項の規定による身分を示す証票は、

以上の法人が納付し、又は納入すべき県税を除く。
の額について、次の表の上欄に掲げる区分に応じて

第八号様式のとおりとする。
第十一条を第十条とする。

それぞれ下欄に定める率を乗じて得た額の合計額

第五号様式を次のように改める。

百分の一・五
（以下「納付委託」といふ。）により
納付し、又は納入した県税の額

は納入した県税の額

卷之三

第五號樣式

組合員納稅調書

照合

附 貝

昭和三十六年十一月一日から昭和三十七年九月三十日

昭和三十六年十月一日から昭和三十七年九月三十日までの期間に係る補助金の交付に関しては、なお、従前の例による。

3 この規則による改正後の鳥取県納稅貯蓄組合規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により最初に交付する補助金に係る計算期間は、改正後の規則第五条の規定にかかわらず、昭和三十七年十月一日から昭和三十八年三月三十一日までとする。